

大型トラックの後部ナンバー取付位置について

1. 自動車メーカー出荷時のナンバー取付位置について

(自工会より回答)

- ① 新車の工場出荷時はナンバーステーを車枠(ラダーフレーム)後端にボルト止め(仮止め)している。リアランプも同じ。これは架装する荷台によってナンバー、リアランプの取付位置が変わるため、自動車メーカーで出荷時にはナンバーステーを溶接等により位置を固定することはできない。(別添1参照)
- ② 突入防止装置(突入防止バンパー)は、「道路運送車両の保安基準」第18条の2第3項、第4項で取付位置と強度を告示で定めており、改正保安基準(平成17年9月1日より義務化)では、後輪の最外側から100mm以内となるような横幅を持ち、負荷試験後の変位量を含め、車両後端から400mmを超えないよう、かつ、地上から550mm以内に設置することとされている。また、縦幅は100mm以上だが、大型トラック(車両総重量20トクラス)に備えるものには、強度を保つため170~180mm位の縦幅となるものもある。(別添2参照)
- ③ 車両後部には、リアランプの他、大型後部反射板を備える必要があり、これを突入防止装置に装着するとなると、ナンバープレートも含めて後部取付場所の取り合いとなり、架装メーカーではナンバー取付ステーの設置に苦勞するのではないかと。

2. 架装メーカーが架装する際、ナンバーステーの取付位置を決める基準はなにか。

車体下部に設置するスペースが少ない場合、後部ドアにナンバーを設置できないか。

(車工会より回答)

- ① トラックは荷捌きのためトラックステーションのプラットホームにバックで駐車することが多く、後部をプラットホームにぶつける可能性が高いことから、ナンバーステーを車両の後端に設置すると、ナンバーや番号灯を毀損するとして、ユーザーから苦情が出る。
- ② 中央後端部にナンバーステーを設置すると、ナンバー及び番号灯が邪魔になり、運転手が荷台へ登り降りするのに支障がでるとして、これもユーザーの評判が悪い。
- ③ このような理由により、特に低床トラックの場合、ボディと突入防止装置の隙間に設置することが多く、この狭いスペースにナンバーを表示するためには、多少ステー

を上向きに傾けて設置している。(別添3参照)

- ④ 後部ドアに設置するには、番号灯の配線をドア内に通す必要があり、コストアップになる。車両総重量2トンクラスのアルミパネルトラックのように型式指定車があれば、最初から設計しておくことも可能だが、大型トラックでは難しい。

3. 後部ナンバー取付位置の基準として、例えばこのような基準は考えられるか。

普通貨物自動車の後部自動車登録番号標は、次の各号の基準を満たすように表示しなければならない。

- (1) 車両後端より40センチメートル以内の位置であること。

(40センチメートルは突入防止装置の基準と同じ。)

- (2) 番号標の中心点と観察者とを結ぶ線が、番号標の板面に対し上下左右それぞれ30度の角度から観察した場合、板面を遮る遮蔽物がないようにすること。

(30度はナンバープレートの視認性の基準と同じ)

(車工会の意見)

- ① 突入防止装置より後ろ(後部から見て前)にステーを装着するとしても、反射板やボディに干渉しないためには、どのくらいナンバー面を傾けても視認性に影響がないか、基準として示す必要があるのではないか。